

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2101511号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200044号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成6年1月1日から平成12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年1月から同年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から41万円、同年10月から平成8年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から50万円、同年10月から平成9年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から53万円、同年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から50万円、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から47万円とすることが必要である。

平成6年1月から平成12年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和34年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成6年1月1日から平成13年9月11日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与から控除されていた厚生年金保険料控除額に見合う額となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成6年1月1日から平成12年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年9月までは41万円、同年10月から平成8年9月までは50万円、同年10月から平成9年9月までは53万円、同年10月から平成10年9月までは50万円、同年10月から平成12年9月までは47万円と記録されていたところ、平成11年12月6日付けで、平成6年から平成11年までの定時決定の記録が取り消され、平成6年1月1日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に減額され、当該減額訂正後の標準報酬月額は平成12年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた平成11年当時のA社において厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、住所が確認できる36人に文書照会を行い、17人から回答を得られたところ、当該回答者のうち、11人が平成11年当時の同社は経営状態が悪かった旨回答している。

さらに、A社に関する滞納処分票により、同社は、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われた平成11年及びその前後期間において、社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、オンライン記録により、同社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、請求者のほかに事業主を含めて40人の標準報酬月額が遡及して減額されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年12月6日付で行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成6年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成6年1月1日から平成12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成6年1月から同年9月までは41万円、同年10月から平成8年9月までは50万円、同年10月から平成9年9月までは53万円、同年10月から平成10年9月までは50万円、同年10月から平成12年9月までは47万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成12年10月1日から平成13年9月11日までの期間については、平成12年10月の定時決定により標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、平成12年11月16日付で処理されていることが確認できるところ、当該定時決定に係る処理について、記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている、同社の事業主に照会を行うも回答を得られない上、請求者は給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の平成12年10月1日から平成13年9月11日までの期間に係る報酬月額及び保険料控除について確認できない。

このほか、平成12年10月1日から平成13年9月11日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成12年10月1日から平成13年9月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101604 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200045 号

第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 12 月 22 日の標準賞与額を 90 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 22 日

A社から支給された請求期間の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賞与一覧表（年末賞与）により、請求者は、当該期間に同社から 90 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 90 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料（8 万 493 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 12 月 22 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 27 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 12 月 22 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。